

平成 2 9 年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第 4 回 障害者部会

東 大 和 市 福 祉 部

○事務局（小川障害福祉課長） 定刻まで何十秒か前ですけれども、皆さんおそろいなので、急に寒くなってまいりましたのでなるべく早く終わらせればということで、30秒でも早く開始させていただければというふうに思います。

それでは、ただいまから平成29年度東大和市地域福祉審議会第4回の障害者部会を開会させていただきます。

本日の進行を担当します障害福祉課の小川でございます。

会議に入ります前に事務局からのお願いで、資料作成のため会議を録音させていただいております。あらかじめご了承くださいとともに、ご発言の場合にはご自身のお名前をおっしゃってから発言していただきますようお願いいたします。

それから次に、本日の資料についてでございます。

まず、次第が1部。それから、事前に送付させていただきました資料といたしまして、東大和市障害者総合プラン（第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）（素案）でございます。それから、ただいま机上のほうに配付させていただきました資料、資料1といたしましてパブリックコメントの概要でございます。以上2点ですけれども、資料の不足等がございましたら事務局まで申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

続きまして、出欠の確認でございますが、委員さん全員出席ということで会議を始めさせていただきますというふうに思います。

まず、ちょっと私のほうからごあいさつを兼ねてということですが、今回、次期の計画策定ということで、今日の会は当初予定がなかったんですけれども、十分に審議を重ねていただくということで、急遽二カ月連続で会議を開かせていただきました。ほぼ分厚い計画になるような形の体裁のものを事前にお送りしてお目通しいたしまして、非常にお忙しい中、ありがとうございます。

今日の審議を受けまして、その後、後段でご案内しますが、パブリックコメントを経て1月に地域福祉審議会の全体会を開催いたしまして、こちらのほうで案という形にとりまとめていただくということで、もうあと少しのところに来ておりますので、審議を尽くしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、部会長のA先生のほうによろしく願いいたします。

○A部会長 改めまして、こんばんは。よろしく願いいたします。

うちの大学は卒業論文の締め切りがあさってまでということで、何かえらい早いんですけれどもばたばたしております。

先ほど今日の素案のプランについて見せていただいたんですけれども、恐らくへたなテキストを使うよりもよっぽど勉強になるかという気もしております。とはいえ、まだ素案でございますので、ぜひ熟読していただいてご意見等々をいただければと思います。

まず、議事に入ります前に、会議の公開、傍聴についてです。こちらについては原則公開ということで、前回、お二方いらっしゃっていましたが、この定員については部会長が決定して、指定する場所で傍聴という規則になっておりますが、本日は傍聴の方は……

○事務局（梅木障害福祉課係長） いらっしゃいません。

○A部会長 いらっしゃらないということですね。

はい、分かりました。

それでは、議事の1、東大和市障害者総合プラン（素案）についてであります。大分の資料になって大変かと思えますけれども、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、障害福祉課の小川ですけれども、ご説明のほうに入らせていただきます。

まず、1ページ開いていただきますと、目次というところで第1章から次のページの第6章までございます。このうち第2章の理念と目標の部分につきましては、既にご審議いただいております。

それから、第5章、数値目標と確保のための方策、こちらのほうが障害者障害福祉計画、障害児福祉計画に当たる部分ですけれども、こちらのほうも前回ご審議をいただいております。ですから、第2章、第5章は飛ばすような形でご報告、ご説明を差し上げたいと思っております。

それから、第4章につきましては、施策の体系ということで大枠のところはご審議いただいておりますけれども、細かな取り組み目標、項目等につきましては今回改めてお示ししますので、主に第4章を中心の説明になるというところでございます。

ページを開いていただきまして、3ページからが総論の部分で、5ページから総論の本文になっております。こちらのほうは大枠の計画の位置づけを申し述べたところですので、これまでご説明を差し上げてきましたとおおり、今回、障害児福祉計画を含む計画とするということになりましたので、その部分の記述を加えた形になっております。

4ページ目にはこの障害者総合プランと他の計画との関係がわかるようにということで、こちらのほうは地域福祉計画のほうで掲載している図を持ってくるということで、地域福祉計画のほうがこのところで国のほうが改めてお示しがありまして、それぞれの計画の上位計画とするということになるということですので、このような図が載っております。

それから、7ページから計画策定の背景ということで、こちらのほうは現行の計画の記載をほぼ踏襲するような形で、若干前段の部分は後半につけ加えたところがございますので、切り詰めたところがございますけれども、障害者基本法から始まって障害者自立支援法、それから次のページの障がい者制度改革推進会議での議論と障害者総合支援法、それ

から障害者虐待防止法、優先調達推進法、雇用促進法の改正、それから差別解消法、権利条約の批准、ここまでは前計画の中での流れでございますので、10ページ、こちらのほうに現計画策定後の大きな動きというところで、1つは（9）障害者総合支援法の施行後3年をめどとした見直しというところの記載を加えておるといことです。

それから10番目に、地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設と、いずれも来年4月に法の施行ということで打ち出されておりますので、それらを踏まえた内容であるということでここに記載を加えております。

それから、10ページの2のところの障害者基本計画につきましては、このところで国のほうが第4次の障害者基本計画の策定作業を進めております。そこで概要というものが示されておりますので、その内容を拾い上げて記載しているというものです。

それから、11ページは、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定の状況ということで、これまでの部会でもご説明してきましたが、国の基本的な指針、それにあわせて東京都のほうでやはり東京都の障害者施策推進協議会のほうでの議論が進んでおりますので、そちらのほうではまだ現段階では論点整理というところまでしか進んでおりませんで、11月6日に最新の会議が開かれたということで、今日、その資料が東京都のホームページにアップされておりますので、まだちょっとこの記載はそこまでは反映されておりませんが、最終的にはその東京都の最新の状況をなるべく記載するというところで考えております。

続きまして、第2章が13ページからで、表紙をめくっていただくと15ページが理念と目標、こちらについてはご議論いただきましたことを踏まえて、一番下、「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」という理念にさせていただいているということです。

それから、16、17ページにつきましては、4つの目標と3つの重点施策ということで、この重点施策につきましては、今回の計画の中でめり張りをつける部分として新たに盛り込んだ部分でございます。

それから、駆け足で申しわけございません、3章です。19ページからですね。こちらのほうは障害福祉をめぐる東大和市の状況ということで、障害者数、それから障害者数の推移というのが25ページまでございます。それぞれの障害ごとに記載があります。

それから、次の26ページからが障害福祉サービスの利用状況ということで、それぞれのサービスについて過去5年間の利用の推移をお示しておるといものが30ページまで続いております。

そして、31ページが事前の調査の概要についてご報告をしたものであります。32ページのところに集計、調査の回収の結果等を掲載してありまして、具体的な内容については調査報告書のほうを参照してくださいというようなことでの記載となっております。

続いて、第4章、今日のご説明でこの部分が中心になりますけれども、34ページからがこの第4章の目次的なページになっております。この中でいろいろ三角だとか黒丸だ

とかという印がついておりますが、これの説明をまず差し上げたいと思いますけれども、三角の印につきましては修正を加えた今後の取り組み等についてです。それから、黒丸の項目は新たに今回の計画の中で加えた取り組み項目ということでありまして、それから、重点施策というのがそれぞれの取り組み項目の後ろのところに記載がありますけれども、これがその前に掲げた重点施策にかかわる取り組み項目であるというような表記となっております。

続いて、実際の取り組み項目が39ページからの記載であります。39ページの目標1、自立を支える基盤づくり、こちらのところは重点施策の1という障害者の権利擁護、理解促進のための施策というところに関連ある項目だということで、取り組み項目の1の1、障害者差別解消法に基づく取り組み、1の2、虐待防止法対策の実施、この辺は重点施策1にかかわる取り組み項目であるということをごいう形で表記しております。1の1の差別解消法につきましては現行の計画から修正した点としまして、現行の計画では法の制定前でしたので、制定の部分で取り組みますというような表記になっておりましたが、制定された後、障害のある方、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めますというような取り組み項目を加えておるといったことでもあります。

こういう感じでご説明してまいりますけれども、40ページのところでは2の2の身体・知的相談員の設置という部分につきまして、若干今までの表記が法律に沿った非常にわかりにくい表記だったので、ちょっとそこはわかりやすく、要するに障害のある当事者または家族等が相談員となって、身近な地域で日常生活が各種サービスの相談に応じますということで、わかりやすい表記に変えさせていただいたということで、これは内容の修正というよりは表記の修正なので、特に修正というところまでの項目ではないということで、継続という扱いにさせていただいております。

それから、次のページの41ページです。2の7として発達障害者の相談支援の充実という部分に、後段に発達障害者支援連絡会を通して庁内関係機関の情報交換を行い、相談支援の充実を図るといったことで、こちらのほうは現計画策定後に庁内の連絡組織というのができましたので、その取り組みをさらに進めていくというようなことを内容としておるものです。

それから、2の8が新規の項目で、こちらの相談のほうの充実につきましては、主に障害の種別ごとに相談されておるんですけども、それとは若干異なった視点で介護者の相談支援の充実ということを掲げました。といいますのは、その参考と書いてあるところに、「は〜とふる」においてケアラー支援事業、こちらのほうは、高齢の認知症の介護者の方たちなんかはかなり各地で行われておりますけれども、東大和市の場合には障害者と高齢と合わせてケアラー支援事業を実施していこうということで、余り他市にない取り組みかなというところもありまして、今後その障害の重度化、高齢化というようなところと重ね合わせまして、介護者の支援というのが必要だろうということで、新たな取り組

み項目として掲載させております。

それから、次の42ページ、こちらのほうは大きな部分はそれほどないんですけども、関係機関のネットワーク構築というところで事業者連絡会の設置・運営というところに、現状でのそれぞれのサービスごとの取り組み状況というのを書き加えております。現在、居宅系、居宅系というのは主にホームヘルプですね。そちらのほうの連絡会と、居住系、グループホームの連絡会、それと相談支援の事業者の連絡会というものが定期的実施しておると。その他の事業につきましては、通所の事業所については全部を網羅しているわけではないんですけども、共同作業所連絡会というものが既にありますので、そちらで随時情報提供などをしておりますので、その他の事業につきましては随時実施していきますというようなことを記載しております。

それから、次の目標に自立支援を支えるサービスの充実ということで、43ページでございます。こちらでは1の4が新規の項目となっております。こちらは事業所やサービス提供者の育成というような視点を加えております。現在、かなりサービスを利用される方というのは年々ふえている状況の中で、一方でサービスの支給決定をしても介護人材というのが非常に苦しいという中で、そういう事業者の育成ですとか、サービス提供者の育成にも少し取り組んでまいらなければならないかと。東京都全体での取り組みもございしますが、市町村でもできるところから取り組んでいく必要があるということで、取り組み項目として入れさせていただいております。

それから、個々のサービスの表記になっておりますので、この部分は大きな変更はございません。ただ、46ページ、こちらのほうの一番下の3の5、就労定着支援、こちらについては平成30年から新たに総合支援法のほうで設けられるサービスということで、新たなサービスとして掲げております。それから、この46ページのところは主に日中活動の場のことを記載しておりますので、重点施策の2番、地域で安心して暮らし続けるための施策というところと関連するサービスが多くございますので、そちらのほうの重点施策であるというようなところを掲げています。

それから、今申し上げた就労定着支援3の5ですとか、就労移行支援につきましては、重点施策3の就労のための施策に関連するところですので、そこは重点施策3というような表記にさせていただいております。

それから、48ページです。こちらのほうも4の3、自立生活援助というサービスが平成30年度から始まりますので、そちらのほうが新規の取り組みとして掲げております。

それから、50ページ、こちらの6の5、居宅訪問型児童発達支援、こちらのほうも平成30年度からの新しいサービスということで追加となるものであります。

続いて、7の地域生活支援事業の実施が51ページからになります。こちらのほうで7の1の障害者理解促進研修啓発事業者、7の3の相談支援事業の充実、これのうち7の1が重点施策1の理解促進の部分に当たると。それから、7の3の相談支援の事業の充実と

いうところは、重点施策2の地域で安心して暮らし続けるための施策の充実と関連するところであるということです。

それから、7の2の自発的活動支援につきましては、障害者団体が行う市民を対象とした自発的活動を広く市民に周知することを支援するということで、総合福祉センター「は～とふる」のほうに情報交換コーナーという機能を付与しておりますので、それらの活用を考えているというようなことで、ちょっとその部分は、「は～とふる」の記載を加えるというような修正をしたということです。

それから、次の52ページです。そちらの7の4の基幹相談支援センターに関連する項目が7の4と7の6になりますけれども、そちらのほうも第5章のところでは基幹相談支援センター、平成32年度までに設置というような目標に今回改めてさせていただいたということで、重点施策の2に関連する項目であるということで掲げています。

それから、53ページのところは、7の8の成年後見の利用支援制度ということが重点施策の1と関連の項目。それから、10の2、こちらのほうは点訳・音訳の視覚障害者の方への事業についてですけれども、従前の現行の計画では市報とこうみんかんだよりだけでしたけれども、市議会だよりについても定期的刊行物として音声版をつくり始めておりますので、それについての記載と、その他の市の発行物について音声化を呼びかけていきますということで、こちらの個々の部署で例えばごみのカレンダー、ああいうものも音声で配布するということなので、そういう取り組みが広がっていくようにということでちょっと修正を加えております。

それから、54ページです。地域活動支援センターについても重点施策の2と関連する項目であるということと、それから従前は、精神障害者地域生活支援センターウエルカムだけの記載だったんですけれども、ここで総合福祉センター「は～とふる」のほうで身体・知的の方を対象に実施していますという部分を加えたものであります。

少しページが飛びますけれども、59ページです。こちらは在宅障害者支援事業ということで、どちらかという先ほどの地域生活支援事業までが総合支援法に基づく取り組みですけれども、こちらは市独自、あるいは都の補助というような事業で、8の13として中等度難聴児発達支援事業というものが今年度から取り組み始めておりますので、手帳の交付を受けることができないレベルの難聴のお子さんに補聴器等の給付を行うというような事業です。

続きまして、9の8、60ページからです。医療費助成、補装具費の支給、在宅医療サービスの実施ということで、60ページの9の8の目標の部分です。障害者の歯科診療の実施という部分で、目標の部分がこれまで継続という目標であったものを、歯科医療連携事業の充実というふうに改めさせていただくということです。

それから、その上の9の7の補装具につきましては、これも総合支援法の3年をめどとした見直しの中で、この補装具というものは購入ないしは修理が原則ですけれども、一部

の種目について借り受けという制度を導入するということが示されておりますので、平成30年度から新たにそういうものを加えました。借り受けというのは、例えば大人ですと、私なんかこの補装具を1回つくと10年くらい使うんですけれども、耐用年数がそういうふうになっているんですね。お子さんの補装具の場合には成長が著しいので、1年、2年で作らなきゃいけないということもあるので、それぞれの障害で必要な構造というのは異なりますけれども、それが共通化できるような補装具については、誰でもが使えるようなものを事業者サイドからすると貸し出しというんですか、そういうような制度を一部導入するということです。

続いて、少し飛びます。

目標3が64ページから始まりまして、ライフステージに対応した支援の充実ということで、市の中で各署で行われております障害のある方の生涯にわたる支援という部分で、まず1番目が保育、療育、教育の充実ということで書いています。各部署での取り組みを掲げているということです。

2番目が67ページになりますけれども、就労の支援ということで、こちらのほうの取り組み項目につきまして重点施策の3の部分の取り組み項目になりますので、重点施策3ということを掲げております。

それぞれで若干修正がございますが、2の1の障害者就労支援事業の充実というところでは、その後段のところ、前段は現計画とほぼ同じ書きぶりですけれども、「また市内企業及び障害者雇用が進んでいない企業を対象に障害者雇用を促進する働きかけを行います」と。ここの部分はやはり総合福祉センターができたことによりまして、地域開拓促進コーディネーターという新たな職能の人を置きました。その方がまだ雇用に及んでいない企業回りなんかを始めております。そういうことでの取り組みを示したものであります。

それから、2の3、従前の計画ではここに就労支援機関等との連携強化というような目標にしておりましたが、ここを福祉就労から一般就労への移行促進というような表題に改めまして、先ほど申し上げた地域開拓促進コーディネーターのもう一方の仕事であります福祉的な就労から一般就労への促しということで、就労継続支援や就労移行支援事業者やさまざまな就労支援機関と連携して、福祉就労から一般就労への移行を促しますということで、先ほどのコーディネーターが市内の作業所等を回りまして就労意欲がある方を拾い上げていくと、そういうような取り組みもしていこうということでございます。そういう意味で修正ということなんです。

それから、次のページの68ページ、新たな目標として市内事業者における雇用の促進ということで、この部分がなかなか難しい課題でありまして、東大和市の実情から申し上げますと小さな事業主が多いということで、障害者の雇用を考えるまでに至らないというような状況もございます。そういうところを少しでも改善していこうと。やはり東大和市では交通の便がよろしくないということもございまして、どうしても市外に通うとなると

まず市の真ん中のあたりから東大和市駅、玉川上水駅まで行かなきゃいけないということで、そこからさらに電車を乗り継いで近いところでは立川とか八王子、それから区部のほうまで仕事に行かなきゃいけないということで、交通機関を使って就労するというのがなかなか難しい部分も一方でございますので、市内での雇用というのも何とか上げていけたらという取り組みを掲げたものであります。

続きまして、71ページ、共生社会実現をめざした地域づくりということで、この目標4は表題そのものも改めまして、説明のところも自助・共助のまちづくりということも盛り込みまして、一番後段のところ、安全安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みますというような表記であります。その中で重点施策の1とかかわる部分が、障害者週間の取り組みですとか、理解のための啓発事業ということを掲げました。

それから、1の5に1つ取り組み項目を加えました。こちらのほうは学校における交流及び共同学習ということで、障害のあるお子さんについての取り組みというのは、その前のライフステージのところ掲げておりますが、その通常学級のお子さんの障害への理解を深めるような取り組みとして、小中学校において障害のある児童・生徒との交流及び共同学習等に取り組みますということで、ちょっとこの辺は教育委員会のほうにどれくらい取り組みが実際にあるのかというところを確認しましたところ、参考というところ書いてありますとおり、特別支援学校の児童や生徒との交流、あるいは特別支援学級、固定級がある学校もございます。その児童・生徒との交流、あるいは授業の中で総合的な学習ですとか、そういうところで障害のある方をお呼びした学習、そういうところに少しずつ取り組んでいるというような現状もございますので、そのところを今回の取り組み項目として入れていただきました。

それから、次の78ページにつきましては、障害特性に配慮したバリアフリー化の推進ということで、2の4、選挙の記載であります。こちらのほうはより今までの表記よりやや踏み込んだ表記に改まっております。これまで目標の部分が継続というだけになっていましたが、これは選挙管理委員会のほうでの項目ですけれども、障害特性に応じた投票環境の整備の拡充というようなことで、積極的に取り組んでいこうという姿勢にさせていただきました。

それから、次のページの74ページです。こちらのほうは情報の取得で入手を容易にするための取り組みとしまして、パソコン等を利用して情報取得や発信ができるようにということで、インターネットの講習ですとか、そういうようなことを取り組んでいこうということで、これも「は〜とふる」のほうで今年度既に取り組みは始めております。一般の障害者の方、視覚障害の方、それから今度来年の1月以降には知的障害の方、そういうような講習会を予定しておりますので、そういう取り組みをさらに充実していこうというものであります。

それから最後に、安全安心なまちづくりのところ、自助、共助のまちづくりというこ

とを掲げております。その関連といたしまして3の2のヘルプカードを活用した防災・防犯の取り組みという部分を若干分けるような形で、3の2はヘルプカードに特化した取り組みにして、3の3のところでは防災・防犯のための自助や共助の取り組みということで、自立支援協議会防災・防犯部会で障害者の見守りや災害時の障害者支援の取り組みとして、警察や消防署と連携して実施をしていくと。具体的な取り組み例といたしましては、警察の方に来ていただいて、交番とか駐在所の警察官の方に来ていただいて、知的障害の方とか支援者の方と懇談会をするというのをこのところで取り組み始めております。そういうようなことですか、防災に関していうと昨年度では立川防災館への見学を行いまして、今年度はさらにグループホームの見学会というところで、グループホームの入居者の方を含めて立川防災館の見学とかも行っております。そういうような取り組みが広がっておりますので、その辺の取り組みをさらに進めてまいろうということが1つ。

それから、3の4としてボランティアの育成ということで、一般的なボランティアの育成に関しては社会福祉協議会のほうでも行っておりますけれども、「は〜とふる」のほうの地域活動支援センターの事業として、理解促進やボランティア育成の講座というものを予定しておりますので、そういうところに、どちらかというところと障害に特化したボランティアの育成というところに取り組んでいますということでもあります。

以上が第4章です。すみません、長くなりまして。

以上、申し上げたとおり、総合福祉センターというのができたことで取り組みがいろいろ進められつつあるところがありますので、そういうところを中心とした記載となっております。

次に、第5章につきましては、これまでご審議いただいておりますので、説明についてはおおむね割愛をさせていただきます。

ただ、若干前回ご指摘いただいたところで修正しなければいけない点がございまして、直っていないところがありますので、その辺についてご案内の説明をしたいと思います。

89ページです。2の日中活動のサービスということで、生活介護のところがあります。こちらについては今後、障害の重度化やら障害のある方自身の高齢化ということがありまして、今の皆さんの障害がより重度になるということも考えられますので、今後とも数字的には伸びていくであろうということを記載させていただいております。

それで、その裏の90ページのところです。通所系のサービスの見込み量確保のための方策のところ、特に③最重度の重症心身障害児・者の受け入れが可能な施設を市単独で確保することは困難だという表記がございまして。こちらのほうは東京都に対して要望していくというような内容でございましたが、前回の会議でのご指摘もありましたので、「東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。」というような記載に改めさせていただこうかと考えております。

それから、同じくそれに関連して92ページのところで、療養介護、こちら最重度の

障害のある方がお使いになる、東大和療育センターの入所の部門の日中の支援というのは、この療養介護というところになります。そういう意味で、あのような施設を市で整備するというのは難しい中で、支援の対象者がふえているということがございますので、先ほどの生活介護の重症心身障害児・者を対象とした生活介護と同様に、サービス見込み量の確保のための方策のところの一番最後段のところ、東京都のリーダーシップによる整備が望まれますというような、先ほどと同様の表記にさせていただければというふうに考えております。

そして、ここのところに市内でのご利用はどうなんだということがこの表記だけではちょっとわかりづらいところもございますので、現在の利用者というのは12名なんですけれども、東大和療育センターのほうのご利用が全体で128ですか、それは都内全域からご利用があるんですけれども、そのうちの東大和からの利用というのが、ちょっと今正確な人数があればなんですけれども3人ないし4人おりますので、そのところがわかるような表記ができればというふうに考えております。東京都といたしましては、広域的な利用に供するという使命もございますので、その中でも東大和にある施設としてそのような役割を果たしておるということであります。

それから、今のところに関連しまして、94ページです。施設入所支援というところで、これも見込み量の確保のところの表記が、今の東大和療育センターの実状から考えますとややちょっと乱暴な言い方になってしまいますので、「現在、市内には入所施設はありません。」と書いてありますけれども、その入所施設の後に「（重症心身障害児・者施設を除く。）」というような表記で、わかりやすく入れさせていただければというふうに思います。

第5章のところは、前回ご案内させていただいたとおりでございます。

第6章が89ページ、計画の実施と評価という最後にまとめの部分のところであります。

111ページがその内容の部分ですけれども、1の障害のある人のうち生活支援の仕組み、ここにつきましては、現行の計画では総合福祉センター「は～とふる」が開設予定で、今後このような機能が期待されますよというような表記であります。そこを「平成28年10月、市内桜が丘2丁目に東大和市総合福祉センター「は～とふる」が開設しました。

「は～とふる」は市の新たな地域福祉障害者福祉の拠点として位置づけられ、そこに掲げているような10の事業を実施しますと。主に身体障害者、知的障害者の地域生活支援の役割を担う場として機能することが期待されています。」ということの表記に改めております。その総合福祉センター「は～とふる」と、それから障害者政策の推進を担う市役所、地域の関係団体等が一堂に会する地域自立支援協議会、それから精神障害者の地域生活支援を担う地域生活支援センターウエルカム、これらが連携して障害のある人の地域生活を支援していきますと。これはその裏のページの図を障害のある人というのを真ん中にしまして、今申し上げた4つの機能が連携し合って支えていくということを言葉で表現したも

のです。

そしてまた、111ページに戻っていただきまして、最後の4行です。「本計画において整備を検討することとしている障害者の高齢化や重度化や親なき後も見据えた地域生活支援拠点は、総合福祉センター「は～とふる」や地域生活支援センターウエルカム、これらの機能を充実し、さらに地域のさまざまな社会資源を活用して面的な整備を図ることとしています。」ということで、第5章の部分の表記と関連づけるような形で記載を改めております。ここでその地域生活支援拠点というのを整備していくという方向であるということも、あわせてお示しするものであります。

それから、112ページは今申し上げたところを図で示したもので、最後のところの3の計画の進行管理のところ、従前どおり、地域福祉審議会に意見を聞いて適正に進行管理を行うということで、その中の計画としては今回新たに加わった障害児福祉計画についても、その進行管理のもとに置くということを表記したものであります。

すみません、説明が長く一方的になりましたが、以上です。

○A部会長 本日は今までの経過も踏まえまして、市として第4章について中心的に事務局からご説明を頂戴いたしました。

6章もありますので、まず第4章について委員の皆様からご意見、ご質問等があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。発言がありましたら、冒頭にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員B Bといいます。

特別支援教育というのが71ページに関係するんですけども、1の5で学校における交流及び共同学習等とあるんですけども、新規でありますけれども、これは何か小学校10校に平成28年度から学級が全部整備された。それは東大和市としては画期的なことのようなんですね。そして、私も小学校の学級運営連絡協議会の委員である小学校に行ったんですけども、1学級、去年から設置されていて、校長先生に伺いましたらとてもいい効果で、教員もお互いに啓発し合って、授業公開も1年間に3回ぐらいあるんですけども、全部そのクラスなんですね。見学できて、サポートの人も二人いたかな、子供同士との交流もあるんですよということで、とても何かいい状況になっているみたいですね。全部の小学校に通級を置いたと。

それと、これは新規となっておりますけれども、今後も期待できるかなと。人権尊重教育なんかと結びついて、学校全体に波及効果が起こっていますよと。しがらみもないと。区別なく、みんなが認め、支え合うという精神がついているということをお校長先生はおっしゃっていました。それならいいなと。ちょっとここに関連した感想です。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

この間、新聞にもこのことが少し載っておりました。

○委員B そうですか。

○事務局（小川障害福祉課長） ええ。

ただ全国的に見ると、余りここの部分が進んでいないんだと。教員の中でもなかなか意識化されていないみたいなことで、ちょっと問題視するような論調で記事になっていたので、そういう意味では東大和市は今おっしゃった通級がね。

○委員B 何かいい方向に向かっているなという解釈でしたけれども。

○事務局（小川障害福祉課長） そういうところは取り組みが進みつつありますので、ぜひそのところを何か具体的な実績が表記できないと困るので、どのようなことがあるのかということではちょっと教育委員会のほうに確認しましたら、こういうことを統計的に取っているらしいんですよ。なので、今後、実績報告の中ではこの参考で書いてあるあたりの取り組みについて記載がなされるというふうには思います。

○A部会長 はい、ありがとうございます。

今のところで、小中学校においてというのが教育指導からあると思うんですけども、もっと早い時期の例えば保育所、幼稚園のおチビちゃんたちが結構大きな感受性を持っていて、できれば早い時期からこういった交流だとか、交流の仕方もいろいろ難しいとは思いますが、そんなことをもうちょっと今、委員からのご発言で触発されて思ったところなんですけれども、蛇足かもしれませんが感想でございました。

ほかはいかがでございませうでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員C Cです。

どこか忘れちゃいましたけれども、就労定着サービスが来年度から出るじゃないですか。具体的にサービスを行う人は誰になるのかというのがよくわからない。

○事務局（小川障害福祉課長） 46ページの一番下段の3で、第5章のところでも申し上げますと、91ページになります。91ページのほうがわかりやすいかと思っておりますので、サービスの内容としては、これは法律に書かれた言葉そのままなんですけれども、生活介護、自立訓練、就労移行支援、または就労継続支援を利用して、一般就労した方に就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整や、日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他必要な支援を行うものということで、裏にその見込み量とサービスの見込み量確保のための方策というのはどういうものかということに記載させておりますけれども、主に就労移行支援事業者、事業の利用者の半数程度が利用するものとして見込んでいます。そして、サービスを事業者指定を取るであろうというのは、主に就労移行支援の事業者が指定を取っていくのではないかとということで、その就労移行支援事業者に指定を取るよう働きかけますということを目指して、とりあえず掲げさせていただいております。

ここの部分は今、国のほうの会議でどういような事業所か。あと、それから一番肝心

なのは事業所の人員配置ですね。そこをどういうふうにするのかということを経験しております。それによっては参入しやすいか、しづらいか。例えばそのために専門員を一人専従の者を置きなさいということになると、小さい事業所ではそんなに余っている職員はなかなかいないですよ。今でもそういうところに取り組んでいただいている事業所ってあるんですね、卒業したOBの担当者とか。そういうことをしているのを評価しようということではあるんですけども、あまりにも人員配置の要件なんか厳しく設定されると、やろうという意欲がそがれるというか、そういうこともあるかなとは思っています。

○A部会長 よろしいですか。

○委員C わかりました。はい、結構です。

○A部会長 ほかはいかがでしょうか。

じゃすみません、Aですが、大したことではないんですけども、40ページの2の2のところ、「身体・知的相談員の設置」とあるんですけども、ちょっと空白がまだあるのでできれば正確を期して、「身体・知的障害者相談員」にしておいたほうがいいようにも思われました。

○事務局（小川障害福祉課長） 相談のところですね。

○A部会長 そうですね。

「障害者」を入れたほうが正確が期せるのではなからうかという意見です。

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員C よく分かっていないので質問なんですけれども、共生型サービスというのは高齢者も、障害者も、両方とも含むんですか。何か一緒くたのサービスが展開されようとしていますよね。

それと、ここでいっている障害福祉との関係というのは、何かどうなっているのかなというか。

○事務局（小川障害福祉課長） そういうような本来の視点でございます。

そこについては少しさわりしか本当に書いていないんですけども、10ページの地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設というところでちょっと表記させていただいております。

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これを略して地域包括ケア強化法というそうですけれども、これが平成30年4月に施行されます。後段のところですね。これにより高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉サービスが新たに共生型サービスが位置づけられます。対象としては、ここなんですけれども、介護が共通するようなサービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、この3つが掲げられて

いるというところです。

それで、その詳細につきましては、やはり国のほうの会議で今議論が進められておりまして、例えば高齢者のデイサービスの事業所が障害のほうの生活介護、あるいは放課後等デイサービス、そういうものの事業所を兼ねるような仕組みを取り入れるということがいわれています。これはまだちょっとよく読み込んでいないんですけども、例えば介護保険の通所介護の事業所が、その障害福祉サービスの生活介護なりの事業所の指定を取るとすると、障害者のほうの法律に基づいて基準該当事業サービス提供事業所というものを位置づける。基準該当というのはちょっとわかりづらいんですけども、指定基準を国が定めたものがありますけれども、それにちょっと足りないけれども、その地域の実状に応じて基準に該当しますよということを、この場合には障害者総合支援法に基づいてそういう規定を設けて、この介護保険の事業所が生活介護の事業所もできるようにというような仕組みになるというふうに聞いております。一方、逆に生活介護の事業所が介護保険法における基準該当のデイサービスの事業所指定を取ると。その両方を相乗りさせるような形で位置づけるような話が今進んでいるということなので、ちょっとその部分は、今回の見込み量のところにはまだ制度設計がなかなか十分ではないので盛り込めないと。ただ、ここにこういうような動きがありますということで、記載させていただいているというような形であります。

○A部会長 ほかによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、第6章の計画の実施と評価というところにつきましても、111、112ページでシステムのイメージのあたり、それからモニタリングですね。進行管理のあたりについてもそれがございましたけれども、面的整備ということについてもご意見がありました。そのあたりについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

○事務局（小川障害福祉課長） もしお時間があれば、5章のところで前回説明し切れなかったもので、またその後に見ていただいております。ご質問があれば。

○A部会長 そうですね。

数値目標等のところになりますので、さらに今回は障害福祉計画についても新たに含まれています。これまでもご議論いただきましたけれども、改めまして第5章につきまして委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員D Dです。

最重度の障害者の受けるサービス、それから施設入所の関係で、前回お話で問題提起等をさせていただいたところについては、小川課長さんから懇切丁寧に適切な対応策をご説明いただきましたので、大変よいと思っております。そういうふうに思っております。ちなみに、該当するのは90ページ、92ページ及び94ページですね。

○A 部会長 ほかはいかがでしょうか。

東京都については先ほど説明がありましたけれども、直近で会が持たれて、まだ試算についてはよくわからない状態ですね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

そうしましたら、80ページのところでちょっとご説明させていただきますと、10月12日に東京都のほうは東京都障害者施策推進協議会というところで議論しております。そちらのほうで12日の資料が示されましたので、この資料を作成した時点ではこれが最新でしたので、その中で論点整理というところがございまして、そこで示した東京都の方針的なものを拾い上げて記載しております。

それで、その中で網掛けをしている部分というのは、前回の東京都の指針の書きぶりがちょっと異なっている部分として表記しております。ここは施設入所の方の地域移行の部分ですけれども、東京都としては重度の方が入所の待機者として一定程度の数で推移しているという現状認識がある上で、この施設入所の問題を捉えなければいけないというような書きぶりが中心的に書かれていて、国のほうでは施設入所者を減らすということですが、第3期までの目標定員数を超えないというところは、現在の計画と同様にすることを書かれておりましたので、そのところは一番ままだに書いております。

それから、この四角の囲みの中の一等下のところで、東京都内の未設置地域、要するにこの入所施設がない地域においては、地域生活への移行等を積極的に支援する機能を強化した地域生活支援型入所施設の整備は進めていきますよと。東京都においてはこういう条件つきですけれども、入所施設を全くつくらないということではなく、考えておりますということは表記がありましたので、そのところを書いております。

で、実は今日のメールがありまして、11月6日に東京都の次の会議が開かれておりますので、そこで計画策定に向けての素案というのが新たに示されておりますので、今ちょっとこの会議に来る前に急遽ホームページから打ち出してきたものがありまして、その表記がもうちょっと踏み込んだ表記になっておるのかなと思ひまして、素案の段階ではもうちょっと書き改めるということもあるかと思ひます。ただ、骨子としては大きくはここに書かれているようなところと変わらないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○A 部会長 ありがとうございます。

私が勤めている大学は清瀬市ですけれども、そちらのほうにも今の未設置地域においてというのが該当するのかわかりませんが、新たに入所のスペースが出来たり。

○委員D 清瀬ですか。

○A 部会長 ええ、そうなんです。

ちょっと私は事情もあるんですけども、あとはこの間、学生と見学に行きました武蔵野市のほうにも、今度新たに入所施設が新設されると現場のほうで聞いていたりしますの

で、そういう意味では昔々の国の方針なんかもとにかく入所施設は悪いみたいな当初の形で、ひがみかもしれないですけども、ちょっとそういった乱暴なというか、そういった表記もあったように私は思いますので、もうちょっと細かく地域の重心の方とか、地域の中には生活がしにくい条件を持っていらっしゃる方とか、以前よりはきちんとそのあたりの把握をして、それを都としての素案に生かそうというふうに徐々にはなっているように勝手に思っている次第なんです。余計なことを申しました。

そうしましたら、本日の東大和市のほうの総合プランの素案につきまして特にございませんようでしたら、次にいってよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

また次の議事になります。パブリックコメント及び市民説明会についてということで、本日は別添資料1が用意されているかと思えます。

それでは、続きまして事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉課長） ご審議をありがとうございます。

この素案につきましては、今日いただきましたご意見等を反映させた形で少し直す部分は直して、それをパブリックコメントにかけるといような段取りでございます。

それで、今日お配りした資料1ですけれども、これはパブリックコメントをするときにパブリックコメントの概要を記したものを付すということになっておりますので、その原案ということで多少今ここから変わることもありますけれども、一応こういう形で予定しているということでご案内をしたいと思います。

まず、最初の目的のところは、この総合プランの素案のところでございますと、計画の概要のところでは書かれている5ページ、そのあたりの事をまとめて記載して、今回は第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を一体的な計画としてつくりますよということを目的としておりますということを記載させていただいております。

それから、2の内容のところは、この目次に当たるような部分で列記したところです。

それから、3のところ、次にめくっていただいて、今回の総合プランの基本的な考え方ということで4点、とにかくこのところを重点的に考えていますというところをまとめさせていただいております。

1番目が、国の指針、東京都の基本的な考え方を踏まえた内容であるということが1点。

それから2点目に、現在の計画策定後の国の障害者施策の動向等を踏まえた内容としているということ。

それから3点目に、体系的な部分では現行の計画、目標及び体系を基本としつつ取り組み項目を見直し、修正、追加を行いますということ。

4点目に、今回の計画で新たに規定しました重点的な施策として、そこに掲げている3点を重点施策としますということを簡略にわかりやすくするために、こういう規定を掲げております。

それから、4番目の意見を提出できる方というのは、市のパブリックコメントに関する要領というのがありまして、そこで規定されている事項が書いてあります。

それから、意見の提出期間といたしましては、12月6日から1月4日まで30日間やらなきゃいけないという決まりがございますので、その期間をとらせていただくということでもあります。

それから、資料の閲覧の方法としましては、ホームページにこの素案の全文を掲載します。ちょっと申し遅れましたが、この素案になる段階では資料としてお示ししています素案の右側のコメントという部分は省きます。本文だけになりますけれども、そういうものをホームページに掲載します。それから、文書として閲覧もできますよということで、障害福祉課の窓口、市内の公民館や市民センターにも配置する予定です。

そして、意見の提出方法としましては、書面ないしは郵送、電話、ファクス、電子メール、これらの方法でお願いしますということです。これもパブリックコメントの実施要領で規定されているような項目です。

提出方式につきましては、別紙の意見書というものが参考につけておりますけれども、特に書式は定めておりませんので、これを使っても使わなくてもいいですけれども、そこに書かれている必要項目、ご住所ですとか氏名、勤務先、勤務先の所在地等をきちんと記載した上で、ご意見をくださいということになっております。

それから、最後の8、9ですけれども、提出された意見を公表する時期、ご意見が出たことに対して市の考え方をお示しして公表しなきゃいけないということになっております。そちらのほうは市のホームページで公表するというので、その時期については2月末となっていますけれども、地域福祉審議会の全体会との開催時期とかと重ね合わせますと、若干これは前倒しになるのではないかとというふうに考えております。

大体こういう形でパブリックコメントを実施させていただくと。市のパブリックコメントの方針で、そのような市民全体にかかわる計画等は必ずパブリックコメントを行うということが規定されましたので、今回、介護保険の事業計画とほぼ歩調を合わせて進めていく予定であります。

そして、前回ちょっとご案内しましたけれども、市民説明会をこのパブリックコメントの時期に合わせて実施します。3回行います。また、これがはっきりしましたら書面等で委員の皆様にはお知らせしたいと思いますけれども、第1回が12月22日金曜日、午後1時から3時、場所がこの中央公民館の301号室。第2回が翌日12月23日の土曜日に午前と午後の2回行います。午前10時から正午と、午後1時半から3時半。いずれも市役所の会議棟の第1・第2会議室という予定でございます。

それを踏まえまして、1月中旬に地域福祉審議会の全体会。今聞いているところでは、第3週のところで調整しておるというふうに伺っております。そこで、素案から計画案という形にして、その後、市長への答申という形で市長に案を手渡していただくという形に

なります。

そういう形でちょっとタイトなスケジュールなんですけれども、このパブリックコメントの後、ご意見がパブリックコメントであって、それによって素案を手直しするということが生じる場合がございます。その場合にはこの地域福祉審議会の全体会が開かれるまでのおおよそ半月程度の間、実質お正月に、パブリックコメントが4日までですから10日間くらいまでの間に対応せねばならないということで、このことはちょっとこの場で了承いただければと思うんですが、その中で修正につきましては、部会長とご連絡をとらせていただいて了承を得るような形で修正を加えたいというふうに思っております。本来であれば、この部会をそこで開いて対応すべきところではありますけれども、そのいとまがなかなかないということで、この全体会を開くまでの間に単独の修正を行う場合がありますので、その節はA先生とご連絡をとらせていただくという形で対応をお願いできればと思います。

その後、議会での説明を経て、3月末までに計画策定というような流れを予定しておりますのでございます。

これは介護保険の計画も今並行して進めておりまして、それとあわせて市民説明会も一緒に行くという予定でありますので、市民説明会では両方の計画を一緒にご説明して、一緒にご意見をいただくような場になろうかなというふうに思っております。

それで、前回のこの部会で市民説明会についての位置づけを少しお示したところですが、そこは委員の皆様でちょっと協議をいただいてどうするかというのを決めていただきたいんですけれども、市民説明会にこの部会の皆様が出席いただいて、市民の方からの意見というのはこういうことがあるんだということを身をもってお聞きいただいて、素案の修正等に生かしていただくという位置づけをするのであれば、今日、例えばそれぞれ分担して、3回ございますので手分けして出席して、もしそうであればそれはこの部会に位置づけると。そういう位置づけをさせていただくか、部会としての位置づけがちょっと重たいと、そこまでの役目を持って出席するというのもどうかなということであれば、説明会への出席は自由にしまして部会としても位置づけない。ただ、出席者としてご出席いただくことは拒まないというような位置づけでやると。そのどちらかにきちんと決めてやったほうがいだろうと。

前回から何となく出ていただくのは当たり前みたいな位置づけで、けれども、部会としては位置づいていなかったもので、その辺をちょっといかなものかなというような議論が事務局のほうの中でございまして、もし今回、委員としてご出席いただくのであれば、それは部会と位置づけて市民の声を委員が聴取するというような場として設けるという位置づけにしてはどうかというところでもあります。ちょっとそここの議論も含めてお願いできればというところです。

○A部会長 それではまず、パブリックコメントのご説明について何かございますでしょ

うか。

はい、どうぞ。

○委員D Dです。

かすかなきずというか、その事なんですけれども、ご説明いただいた資料1はパブコメの実施要領のことだと思うんですけれども、最後の9番の注意事項のところに、これは当然のことだと思うんですけれども、電話での口頭による意見はお受けできないんですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） そうです。

○委員D そうするならば、前のページの7番のこの電話という欄はちょっと誤解を招くので、この7番の（2）というのはあくまでも書面による持参、書面の郵送、それからファクス、電子メールで書面に当たるものを送ってくれということですよ。電話だけというのは異質なので。いないと思うけれども、クレマーさんが来ると困るので、この欄は要らないんじゃないかと思うんです。

○事務局（小川障害福祉課長） 要するに書面にするのが原則ですよ、メールであっても。

○委員D 郵便物が行き先不明になったときに電話番号があればということかもしれないけれども、だったら、段を落として。

○事務局（小川障害福祉課長） 次のいずれかの方法により提出してくださいというところに列記されていると。

○委員D そうですよ。

書面と同列にするのは少なくともおかしいんじゃないかと思います。余計なことを申し上げました。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

○A部会長 何らかの意図があるとすれば、それがわかるようにしていただければいいと思うので、確かにちょっと矛盾していますね。

よろしいですか。

そうしましたら、5の3の市民説明会についてなんですが、この位置づけの問題として部会に位置づけるのかどうかというようなことなんですけれども、私がかちょっと思うのは位置づけていただいたほうが多分それはそのほうがいいと思うんですけれども、ただそれを位置づけた場合に委員の方のどなたかがこの3回のうちの市民説明会に出席されて、その上でその感触といいますか、説明会で委員が参加された内容についてを部会にフィードバックするということが、多分日程的に不可能なんじゃないかというふうに今、課長からのお話を聞いて思ったところなんです。そこは全員が集まることはできないけれども、委員で参加された部分について、必要に応じて事務局のほうにその感触をお伝えいただくというようなことで、場合によっては私のほうがどこかで出番が出てくるかもしれないということも含めて、事務局のほうに集約していただくというようなことでよろしければ、

私としては部会に位置づけていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員D Dです。

市民の方から発言があったとして、それに対してそこに参加している委員は、部会を代表しての発言はできないと思うんですよ。ですから、聞くだけということになってしまうということが前提になるのかなと。その上でA先生のおっしゃるとおりだとは思いますが。

○A部会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○委員B 私は前回に参加したことがあるんですよ。何年前でしたか。

○事務局（小川障害福祉課長） 3年前です。

○委員B そうですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） あのときは前に座りましたか。

○委員B 座りましたよ。それで、役所の部長さん初め、随分何人かが。

私がそのときに気がついたのは、一言何かおっしゃりたい人が来ているんですよ。

それで、例えば今、課長さんの説明を私は聞きに来たんじゃないですよと、具体的にはこれとこれとこれについて焦点化してきちんとした回答を出してくださいとか、かなり緊迫した状況に私は感じました。いろんな団体の方の代表とか、関心を持っている市民とか、いろんな人がいるんですよ。だから、一言言いたいと。通り一遍の説明をただ聞くだけで来たんじゃないですよと。そんな感じでした。これはなかなか大変だなと。役所の方も随分回答を用意されていると思うんですけども、きちんと回答されていましたけれども、そんな雰囲気もときにはありますね。

○事務局（小川障害福祉課長） 特にこちらの計画については。

○委員B ということを一言。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

ですから、前回までの位置づけを考えたときに、それに対して委員が何か発言するというのはやっぱり難しいだろうし、委員Dのおっしゃるとおりで、もし今回、部会として位置づけた場合には、こちらの前に座るのではなくて、出席者の中で座っていただいて、ちょっとご発言というのもしづらいとは思いますが、ご意見を見守るといって、そこからまたフィードバックするものがあればお出しいただくというような立場として出ただけなのが、妥当かなというふうには考えております。

○委員B A4で何か感想なり何なりのちょっと気づいたことをメモして、フィードバックするということは可能だと思いますね。

○A部会長 今のご意見も含めまして、部会の中に委員の出席の位置づけをさせていただくと。ただ、これは日程の事もありますので、具体的にどなたが参加できるかというのを

また調整をさせていただく話は、この後にしたほうがいいですか。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

とりあえず結論として部会として位置づけるということが合意されたならば、もう来月の話ですので、ご予約で調整していただけるのが一番よろしいかなと思います。

○A部会長 では、予定ではありませんからできませんので、ご予約があつたりということだと思いますので、可能な範囲で今のところこの日程だと12月22日金曜日の午後が1回目、翌日の12月23日土曜日の午前中が2回目、同日の午後が3回目というような予定になっているということで、22日がこちらで、23日が市役所のほう、この辺でということ、今の段階で参加できるという方がいらっしゃったら、自発的に。

○委員B この前にもお話ししたんですけれども、23日、2回目、3回目、どちらでもいいです。

○A部会長 土曜日の分ですね。いずれかということですね。

○委員B いずれか1回。

○A部会長 いずれか1回。ありがとうございます。両方じゃなくてね。

○委員D じゃDは22日の午後であれば参加できます。

○A部会長 ありがとうございます。

私も部会長なのでいずれかはと思うんですが、22日は授業と重なっちゃうので、23日に。ちょっと今予定が不明なので、予定をにらみながら連絡をさせていただければと思います。

○事務局（小川障害福祉課長） そうしたら、23日のいずれか。

○A部会長 はい。

じゃ大体その中から3回1人、1人、1人ぐらいは出られそうな感じになってきましたので。

○委員E 22か、もしくは23の午前中でしたら。

○事務局（小川障害福祉課長） 大丈夫ですか。

○A部会長 ちょっと平日は難しいという方が、お仕事の関係とかがありますので。

○委員F すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったんですが、22日の会場は。

○事務局（小川障害福祉課長） ここです。

○委員F 1時でしたね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。ちょっと早いんですけれども、1時から。

CさんとFさんは今の時点であれですか。

○委員C 金曜日はだめなんですよ。

○事務局（小川障害福祉課長） 逆に。

○委員C で、土曜日はちょっと今わからないので。

○事務局（小川障害福祉課長） じゃ、またご連絡いただくということで。

Cさんはひょっとしたら23日。

○委員C 土曜日。

○A部会長 Fさんはどうですか。

○委員F 私は22日。場所はここでしたね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですか、はい。

○委員F 午後だけですよね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうです。

じゃ23日は。

○委員C 一般市民は何人ぐらい集まるんですか。

○事務局（小川障害福祉課長） 前はそんなにあれですね。

○委員B 10人前後集まればという感じかね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。

むしろ介護より本当に障害のほうの関心のある方が多くいらっしゃいます。

○委員B この事を聞きたいというので絞ってくるんです。

○委員C 少ないので皆さん気合いが入っている。

○委員B なんですか、その回答はとか、かなり声を荒げる人がいますよね。

○A部会長 でも、我々は前面に出るわけじゃありませんので。

○委員B でも、その感触を知るだけでも随分と勉強になります。

○事務局（小川障害福祉課長） じゃA先生と委員Cはご連絡いただいて、その様子で委員Bにはどちらかに。

○委員B いいですよ、お任せします。

○事務局（小川障害福祉課長） そういうことで、仮に両方とも午後だと、Bさんは午前
の部で。

○委員B はい、結構です。

○事務局（小川障害福祉課長） ちょっとそこの調整を後ほど。

じゃ、ご連絡のほうをよろしく願いいたします。

今伺った委員Dと委員E、委員Fは22の金曜日のほうということで臨んでいただければ
と思います。ありがとうございます。

それでは、今、ご提案のあった何かA4の紙1枚くらいで書けるものをご用意しておき
ますので、それをファクスなりで提出いただくようお願いしたいと思います。

○委員B 回ごとに様子が違うかもしれませんですね。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。お題が高いもんで。

○委員B そう。ある意味じゃ高いかと思えます。紛糾するものもあるでしょう。

○A部会長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメント、それからただいまの市民説明会については、そのよう

な形でよろしいでしょうか。

引き続きまして、3番目、その他について事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課長） 今後の日程ですけれども、先ほど申し上げたとおり、1月中旬で全体会の調整をしておるとのことなので、まだ確定の日にちはないですね。

○A部会長 まだないです。

○事務局（小川障害福祉課長） それによって全体会で案としていただくという予定でございます。その後、先ほど申し上げたとおり、全体会のほうの会長から市長のほうへ答申という形でお渡しいただくのが1月下旬、それから2月初旬にちょうど市議会がこの期間でその後に開かれますので、そこで説明をするという予定で、その後、3月中には計画として今後そういう本になるという予定であります。

今日、今後の予定としましては以上でございます。

本当に今年度は長い期間ご審議いただきありがとうございます。

いい計画になったのではないかといいふうには思いますので、ありがとうございます。

○A部会長 それでは、本日に予定されておりました議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして部会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。